令和4年1月吉日

大泉第四小学校ＰＴＡ

|  |
| --- |
| **運営委員会だより**  **No. 3** |

**第2回運営委員会：令和4年1月18日(火)　視聴覚室にて開催**

　議案1

**◎PTA規約改正について**

前回の臨時運営委員会の資料に選考委員会の選出学年について試験運用と記載しましたが、学校と協議の結果、今年度に規約改正し来年度から実施することになりました。

別紙参照

　議案2

**◎体育着の寄付についての報告**

現在の寄付数　上下3組　保健室へお渡ししています。

ご協力ありがとうございます。今後も、よろしくお願いします。

　議案3

**◎同好会費について**

・バドミントン部廃部

　　会員が10名以上集まらないので、来年度は廃部予定です。

・今年度の同好会費は、会員名簿の提出があったソフトボール・バレーボール・バドミントンの三団体に支払います。

　議案4

**◎PTAの相談役について**

PTAの相談役は、必要に応じて置くことができる。

PTA役員と学校で協議して決めることとする。

来年度については、相談役を置かない。

【第1号議案】

練馬区大泉第四小学校PTA規約【本則】

第12章　委員会(学級PTA・地区PTA)　第36条(ｐ.6)

現在の規約

各学級は学級PTAを設け学級委員最低3名をおく。

その内容は、学級代表委員1名、候補者選考委員1名、校外育成委員１名、

広報委員１名は、必要に応じて選出することができる。

改正案

＊学級PTAとは、各学級の保護者・教職員とする。以下、同様とする。

1～5年の各学級は学級PTAを設け、学級委員をおく。

その内容は、学級委員1名、候補者選考委員1名、校外育成委員1名

※広報委員1名は、必要に応じて選出することができる。

6年の各学級は学級PTAを設け、学級委員をおく。

その内容は学級委員1名、校外育成委員1名

※広報委員1名、候補者選考委員1名は必要に応じて選出することができる。

練馬区大泉第四小学校PTA規約【細則】

第1章　候補者選考委員会　第1条(ｐ.9)

現在の規約

1. 候補者選考委員会の構成

イ．各学級PTAの中から互選された1名の代表

改正案

1. 候補者選考委員の構成

イ．1～5年の各学級PTAの中から互選された1名の代表